

図説 株券ペーパーレス化 (上場会社編)

制度調査部
横山 淳

株券ペーパーレス化レポート No.10

【要約】

昨年の法改正により、上場会社は2009年前半まで(具体的な日付は未定)に株券ペーパーレス化が実施されることが決まった。

本稿は、講演会での資料に、若干の説明を加えて、上場会社の株券ペーパーレス化について、その概要・移行手続・留意事項を簡単にまとめたものである。

【目次】

1. 概要

- (1) 上場会社の株券不発行制度の大枠
- (2) 株式振替制度と保管振替制度
- (3) 振替口座簿
- (4) 株式振替制度の下での新株発行
- (5) 株式振替制度の下での株式の譲渡等
- (6) 株主名簿の名義
- (7) 株主権の行使
- (8) 振替口座の情報請求
- (9) 善意取得
- (10) 消却義務
- (11) 超過記録の救済措置

2. 移行手続

- (1) 移行のスケジュール
- (2) 保振預託株券の移行手続
- (3) いわゆるタンス株の移行手続
- (4) 一斉移行後の移行手続

3. 留意事項

- (1) 株主の留意事項 ～ 保護預かり ～
- (2) 株主の留意事項 ～ 失念株主 ～
- (3) 発行会社の留意事項
- (4) 略式質権者の留意事項

1. 概要

(1) 上場会社の株券不発行制度の大枠

上場会社の株券不発行制度の大枠をまとめると次のようになる。

DIR

図表1 上場会社の株券不発行制度

株主の権利	株式振替制度による。具体的には、振替口座の残高で確定する。
株式の譲渡	株式振替制度による。具体的には、振替口座間の振替による。
株主名簿の名義書換	原則、配当等の基準日に振替機関から総株主通知が行われ、その通知に基づいて書き換えられる。
少数株主権の行使	振替機関に発行会社への口座残高情報の通知を請求する。
質権の設定(登録質)	口座の質権欄に記録。質権者情報の発行会社への通知を求める。
質権の設定(略式質)	口座の質権欄に記録。質権者情報の発行会社への通知を求めない。
対象会社	全ての上場会社
移行時期	法律公布後5年以内の政令指定日(注)

(注)法律の文言上は、前倒しでの導入も可能だが、実際には一斉に移行する予定である。

(2) 株式振替制度と保管振替制度

ペーパーレス化された上場株式の権利移転は株式振替制度によって行われる。

株式振替制度は、現行の保管振替制度との類似点も多い。しかし、券面の存在を前提とする現行の保管振替制度と、完全に券面を廃止する株式振替制度とでは、大きく異なる点も多い。

DIR

図表2 株式振替制度と保管振替制度

株式振替制度		保管振替制度
全ての(上場)株式	対象	株主承諾分のみ
券面廃止	手法	株券の集中保管 (不動化)
不可(そもそも券面はない)	券面交付	可
多層構造	構造	二層構造
配当基準日等の 株主の名義 (株主総通知)	名義	機構名義 (株主名簿と実質株主名簿の 二重構造)
有責機関の負担 (消却義務)	過大記録 の責任	参加者全体で負担

(3) 振替口座簿

株式振替制度の下では、券面が存在しない。そのため、株主の権利の帰属等は、振替口座簿の記録により定まる。振替口座簿の特徴等をまとめると次のようになる。

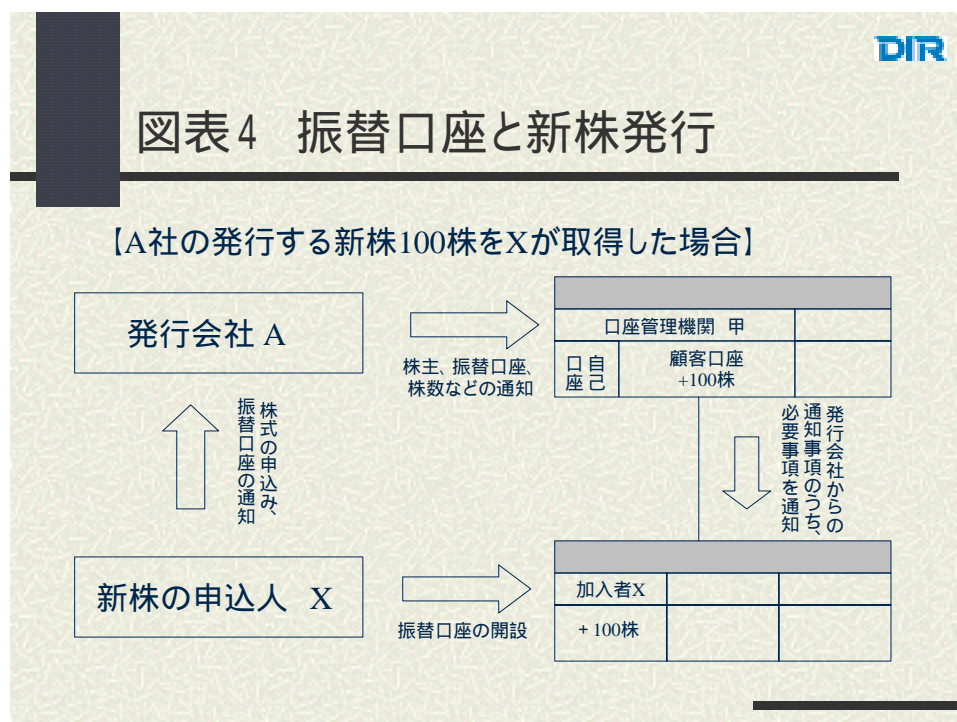
DIR

図表3 振替口座簿

- 権利の帰属は振替口座簿により定まる(振替法128)
- 譲渡は、振替申請により、譲受人口座の保有欄に増加の記録を受けなければ効力を生じない(振替法148)
- 振替口座簿の記載事項(振替法129)
 - 口座開設者(加入者)の氏名・名称、住所
 - 発行会社の商号・株式の種類(銘柄)
 - 銘柄ごとの数(質権分を除く)
 - 質権者の場合、その旨、質権の目的である株式の銘柄ごとの数、そのうち株主ごとの数、株主の氏名・名称、住所
 - 信託の場合、その旨、のうち信託財産であるものの数
 - 前記 の数の増減、その数、記載日
 - その他政令で定める事項

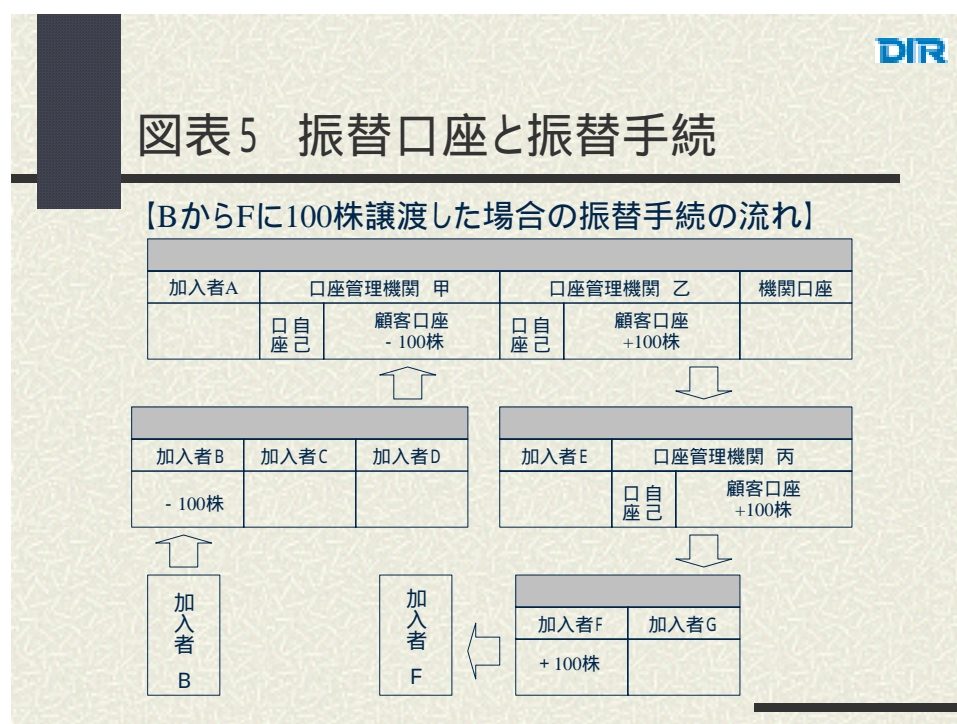
(4) 株式振替制度の下での新株発行

株式振替制度の下では、新株発行も振替口座の残高の増加という形で行われる。概略を図示すると次のようになる。



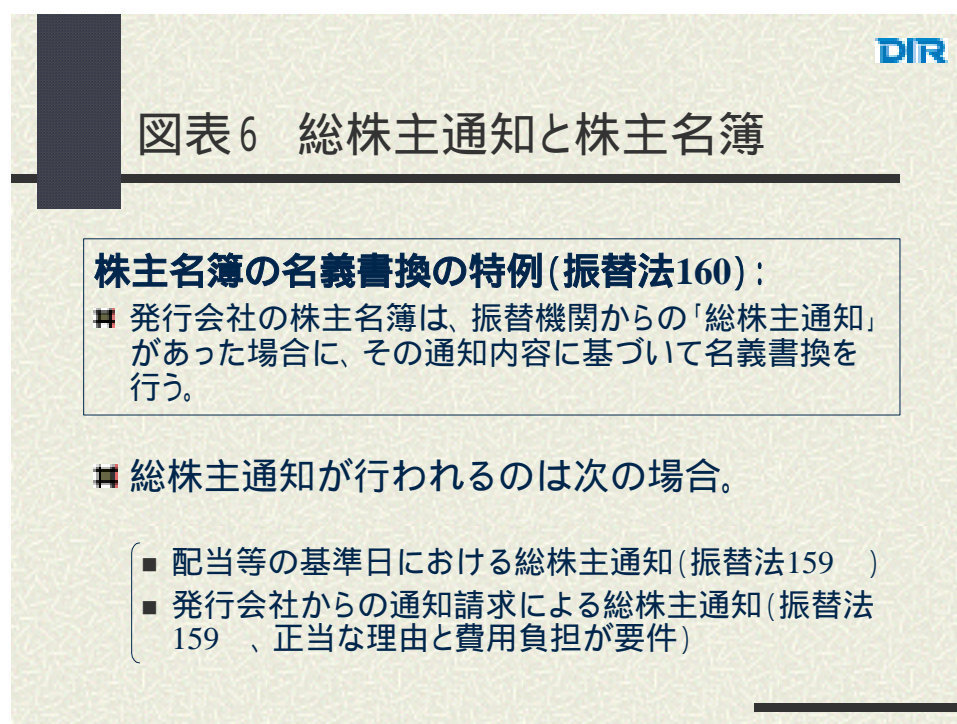
(5) 株式振替制度の下での株式の譲渡等

株式振替制度の下では、株式の譲渡等は振替口座間の振替手続で処理される。大まかな流れを示すと次のようになる。



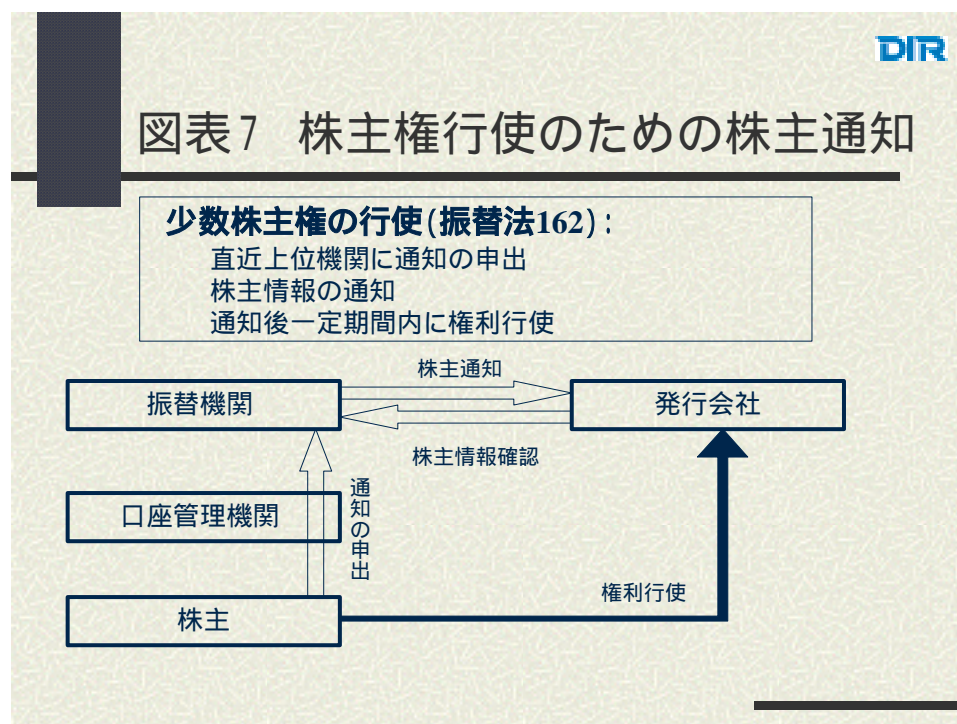
(6) 株主名簿の名義

株式振替制度の下では権利の帰属は、株主名簿ではなく、振替口座簿によって確定する。株主名簿は、配当等の期日ごとの通知に従って名義変更が行われる。



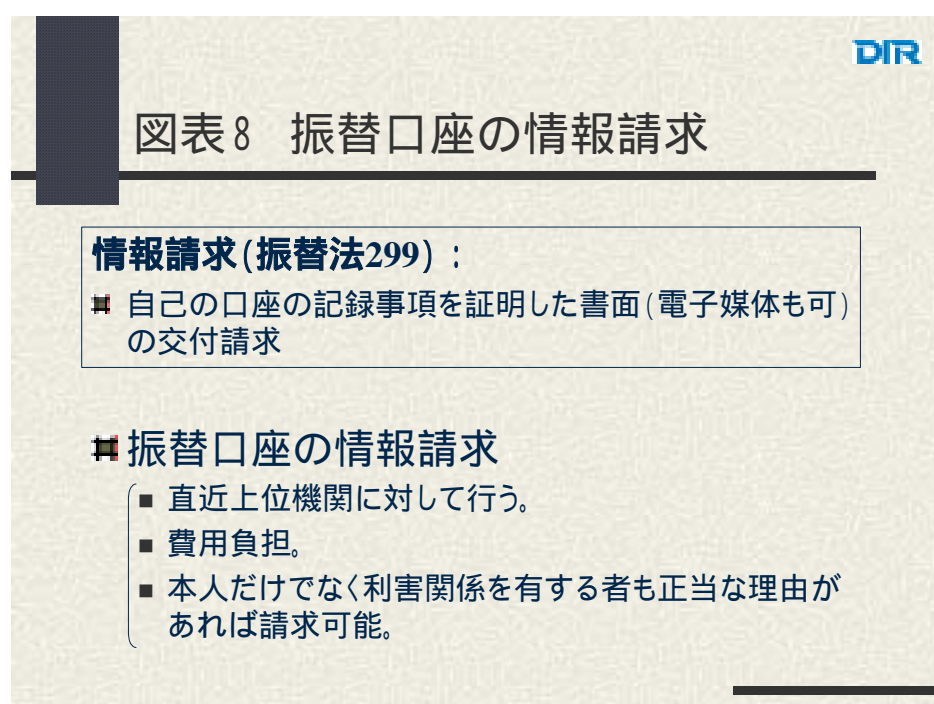
(7) 株主権の行使

前記(6)のように株主名簿の名義は、配当等の期日ごとにしか原則として書き換えられない。そこで、株主が株主権を行使する場合には、口座を開設している証券会社などを通じて、自分が現時点で株主であることを通知してもらう必要がある。その大まかな流れを示すと次のようになる。



(8) 振替口座の情報請求

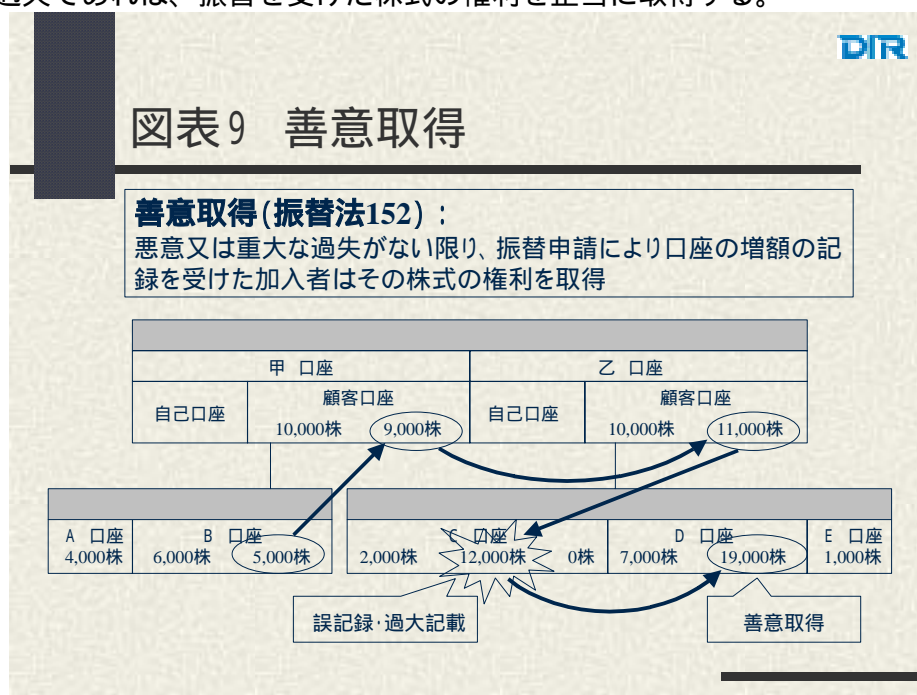
株券がペーパーレス化されれば、券面が存在しないため、株主は自分の権利を証明することが難しい。そこで、株主は自分の口座を開いた証券会社等を通じて、証明書発行を請求できる。



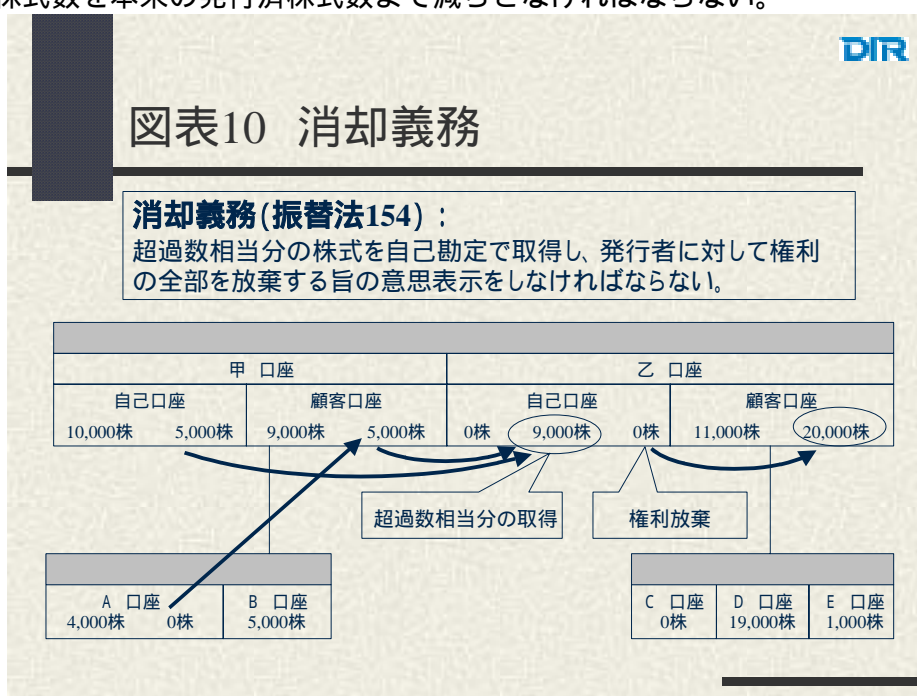
(9) 善意取得

株券（券面）の交付と同様に、振替口座間の振替についても、善意取得が認められる。

下の例で言えば、単に誤記録で残高が増えただけのCは、振替申請に基づく口座振替が行われた訳ではないので、権利を取得することはない。しかし、そのCから株式を取得したDは、善意・無重過失であれば、振替を受けた株式の権利を正当に取得する。

**(10) 消却義務**


前記(9)のような誤記録による善意取得が生じた場合、本来の発行済株式数よりも多数の株式が流通してしまうこととなる。そのため、責任を負うべき証券会社等は、消却義務を果たして、流通する株式数を本来の発行済株式数まで減らさなければならない。



(11) 超過記録の救済措置

前記(10)の消却義務が果たされないまま配当・議決権等の基準日を迎えてしまった場合、消却義務を負った証券会社等の顧客（株主）の権利は縮減されてしまう。

そうした株主を保護するため、次のような救済措置が設けられている。



図表11 超過記録の救済措置

超過記録の取扱い(振替法155、156)：

- 超過記録が解消するまでは、株主権は(発行会社に対して)縮減される。


■ **救済措置**

- 端数の議決権行使の許容(振替法161)
- 総株主通知後、2週間以内に解消なら、超過記録は生じなかったものとされる(振替法155、156)
- 超過記録解消のための簡易手続による自己株式譲渡(振替法153、154)
- 少数株主権等の継続保有要件の特例(振替法155、156)

2. 上場会社の株券ペーパーレス化移行手続

(1) 移行のスケジュール

上場会社の株券ペーパーレス化の移行スケジュールをまとめると次のようになる。



図表12 移行のスケジュール

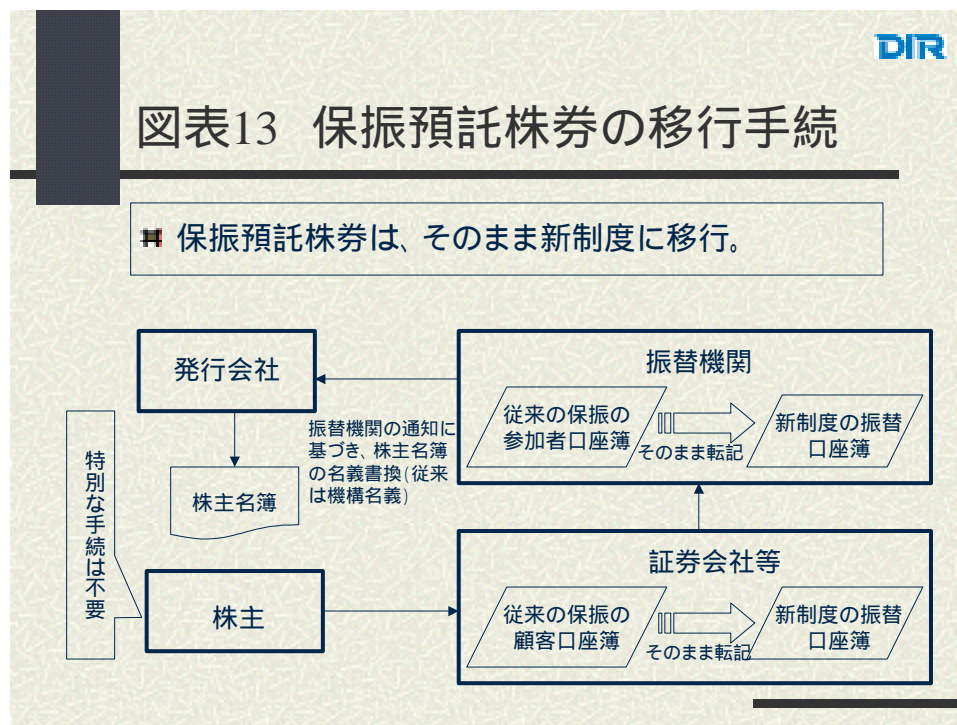
1ヶ月前	新制度についての振替機関の同意(発行会社、保振) 特別口座に関する公告(発行会社)
1ヶ月～2週間前	質権者・証券会社による保振預託の特例
2週間前	株券不発行の公告(発行会社、特別口座に関する公告があれば不要)
2週間～前日	略式質権者からの株主名簿記載申請(質権者、発行会社) 保振預託株券の交付不可(株主、保振)
一斉移行日	みなし定款変更(発行会社) 実質株主通知と株主名簿の名義書換(発行会社、保振) 自動転記(保振、証券会社) 特別口座の開設(発行会社等)

■ (注)上記の表は、現行の保振が、新制度の下でも振替機関となることを想定している。

(追記)なお、法律上は必ずしも明確ではないが、「質権者による保振預託の特例」は「特別口座に関する公告」と、「略式質権者からの株主名簿記載申請」は「株券不発行の公告」と関連した制度と解されているようである。

(2) 保振預託株券の移行手続

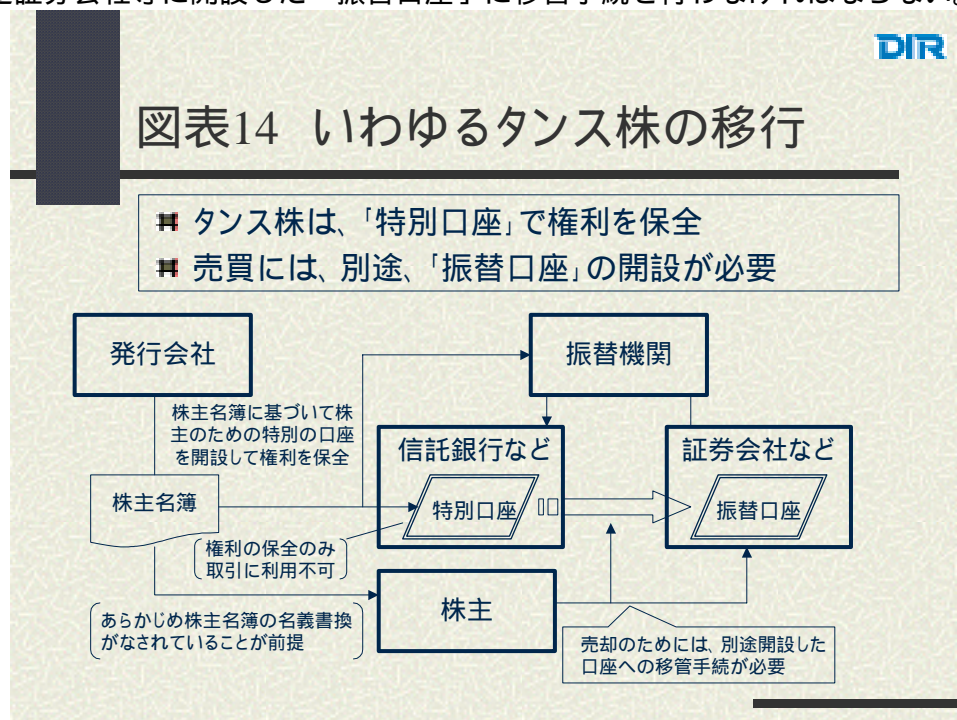
予め、保管振替制度で預託されている株券は、原則として、自動的に新しい株式振替制度に移行する。



(3) いわゆるタンス株の移行手続

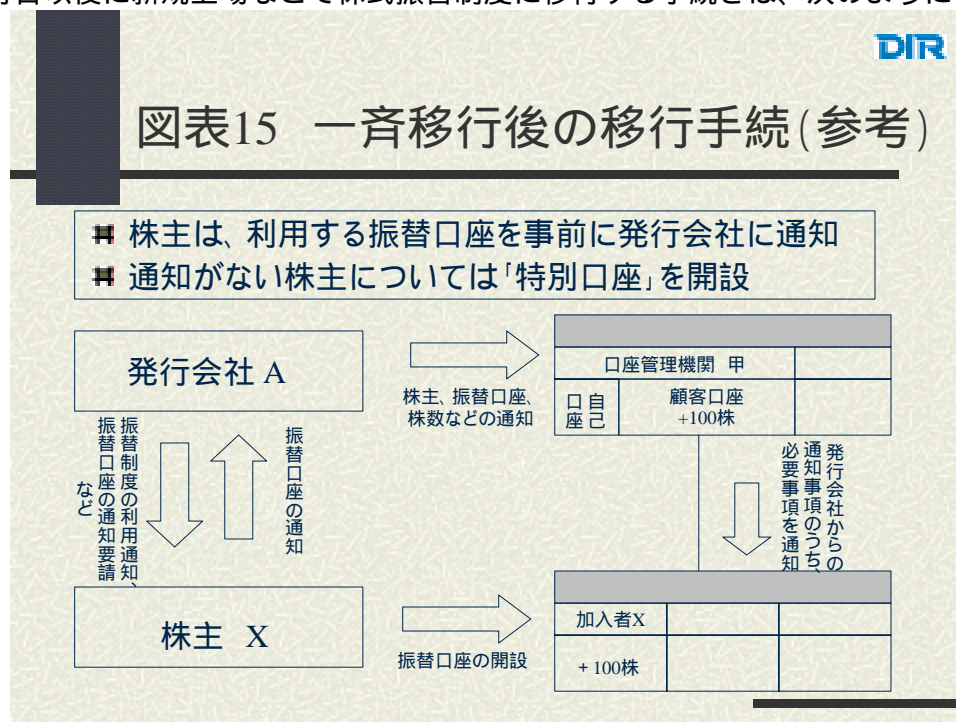
予め、保管振替制度で預託されていない株券、いわゆるタンス株は、一旦、発行会社が指定する信託銀行等に開設される「特別口座」で権利保全される。

「特別口座」で管理されている株式は、振替が制限されるため、売却・贈与などを行うためには、別途証券会社等に開設した「振替口座」に移管手続を行わなければならない。



(4)一斉移行後の移行手続

一斉移行日以後に新規上場などで株式振替制度に移行する手続きは、次のようになる。

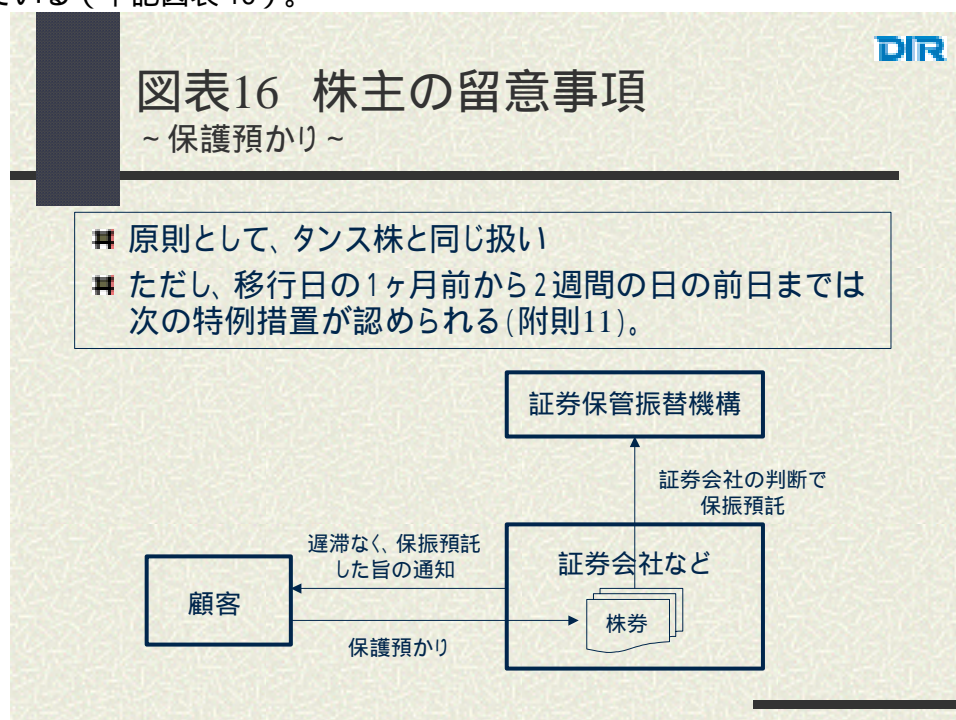


3 . 留意事項

(1)株主の留意事項 ~保護預かり~

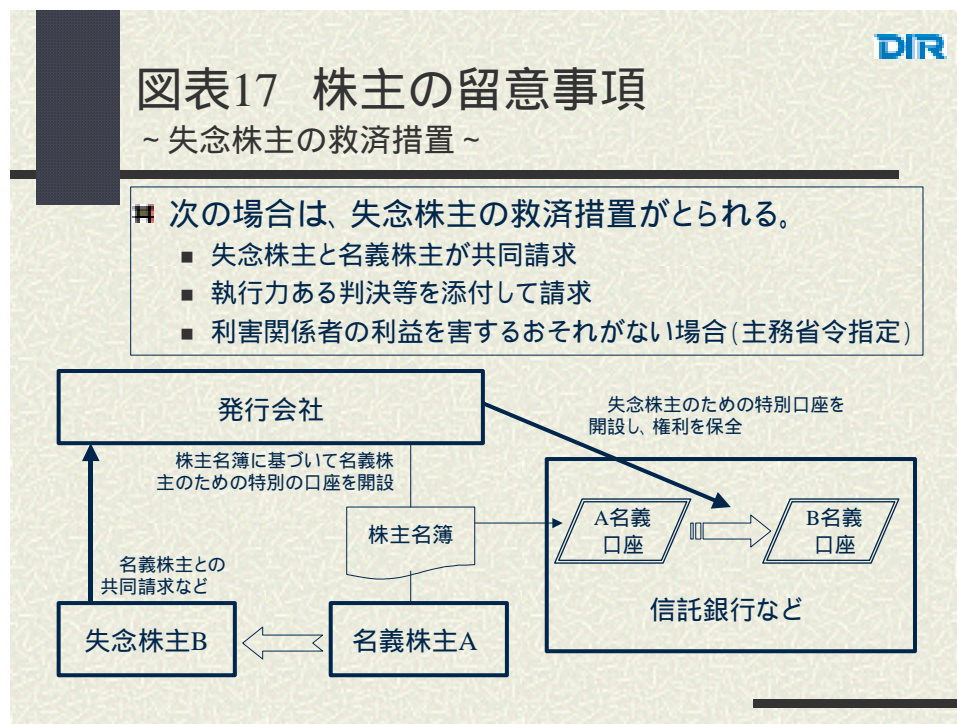
証券会社に「券面」が保護預かりされている場合も、基本的には「タンス株」と同様に取扱われる(図表14)。

ただ、保護預かりを行っている証券会社の判断で、事前に保管振替制度に預託できる特例も設けられている(下記図表16)。

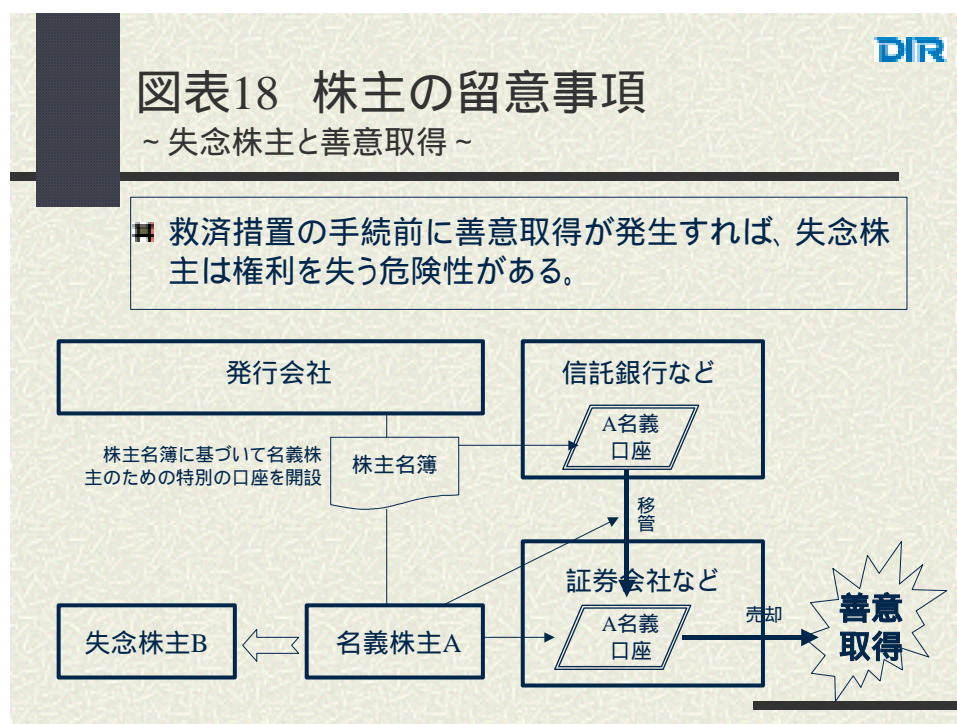


(2) 株主の留意事項 ～失念株主～

タンス株について、名義書換を忘れたまま株券ペーパーレス化が行われると、その株主（失念株主）ではなく、株主名簿上の名義株主の名前で特別口座が開設されてしまう。こうした場合、失念株主は速やかに下記のような救済措置のために手続を行う必要がある。



仮に、救済措置のための手続が間に合わなかった場合、次のように善意取得が発生して、失念株主は、権利を失う危険性がある。



(3) 発行会社の留意事項

株券ペーパーレス化について、発行会社の留意点をまとめると次のようになるだろう。

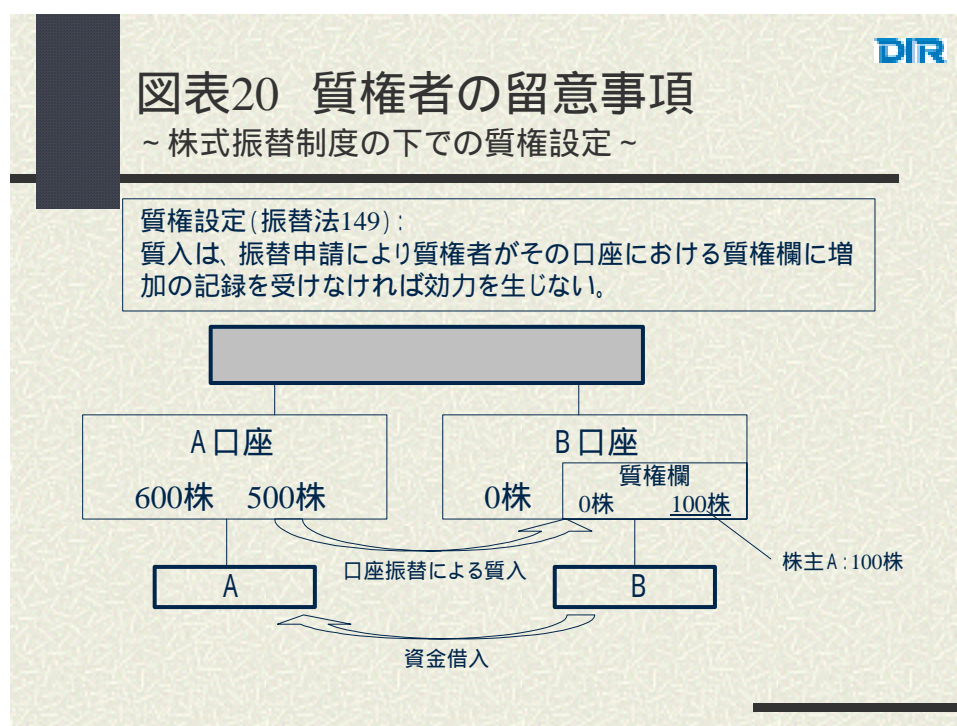
DIR

図表19 発行会社の留意事項

- 株券ペーパーレス化への移行に伴って、法律上、発行会社に求められる主な手続
 - 振替機関の同意
 - 特別口座に関する公告
 - 株主名簿の名義書換(実質株主名簿分)
 - 特別口座の開設
- 失念株主への対応は？
- 「特別口座」が長期間存在する場合・・・費用は？

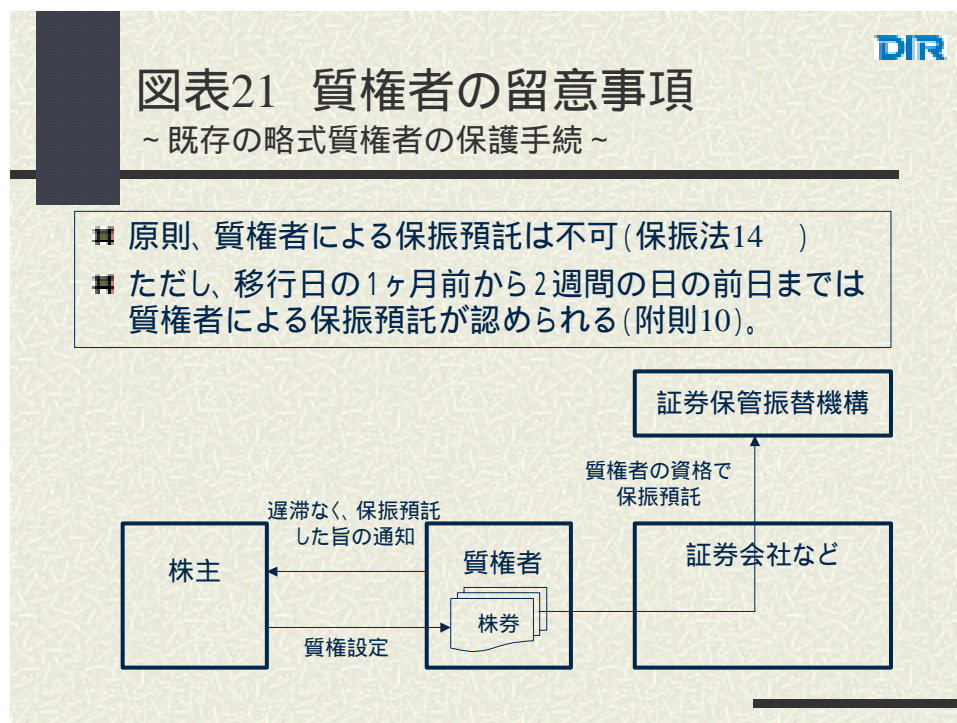
(4) 略式質権者の留意点

株式振替制度の下では、「券面」が存在しないことから、質権設定も下記のような口座振替で行う必要がある。



ただ、既存の略式質権者の場合、担保となっている株券が一斉移行日に無効となってしまうことから、自分の質権に基づく権利を主張する根拠を失うこととなる。

そこで、次のように略式質権者が事前に保管振替制度に担保となっている株券を預託する特例が設けられている。



この特例を利用しない限り、略式質権者は、株券ペーパーレス化後、改めて債務者 (= 株主) の協力を得て、図表 20 の振替による質権設定手続を行わなければ、質権を保全すること。